

先進医療の選定療養への追加について

○ 先進医療については、平成17年4月27日の中医協総会において、保険給付との併用を認めるため、医療技術ごとに医療機関に求められる一定の要件を設定し、該当する医療機関は届出により実施可能な新たな仕組みを設けることとし、これを本年夏までを目途に実現することが合意されている。

○ 健康保険法における保険給付は現物給付を原則としており、例外的に現金給付として保険診療部分に特定療養費を支給する制度が認められている。

特定療養費の支給は、

- ・ 高度の医療を提供するものとして厚生労働大臣の承認を受けた特定承認保険医療機関における療養
 - ・ 特定承認保険医療機関以外の保険医療機関等における選定療養
- についてののみ認められている。

* 健康保険法（大正十一年法律第七十号）抄
（特定療養費）

第八十六条 被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる療養を受けたときは、その療養に要した費用について、特定療養費を支給する。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学の附属施設である病院その他の高度の医療を提供するものとして厚生労働大臣の承認を受けたもの（第十二項において準用する第六十五条の規定により、病床の全部又は一部を除いて承認を受けたときは、その除外された病床を除く。以下「特定承認保険医療機関」という。）のうち自己の選定するものから受けた療養

二 第六十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診療所（特定承認保険医療機関を除く。）又は薬局（以下「保険医療機関等」と総称する。）のうち自己の選定するものから受けた選定療養

2～14 （略）

○ したがって、今回、上記のような仕組みで先進医療について保険給付との併用を認めるに当たっては、現行の健康保険法の体系の下で、選定療養の一類型として追加することとしている。

○ なお、先進医療については、将来的な保険導入のための評価を行うものとして保険給付との併用を認めるものであり、平成18年の通常国会に提出が予定されている医療保険制度全般にわたる改革法案の中で、そのような位置付けを明確化することとしている。

健康保険法第63条第2項の規定に基づく
厚生労働大臣の定める療養（選定療養）

- 一 特別の療養環境の提供（昭和59年10月～）
- 二 前歯部の材料差額（昭和59年10月～）
- 三 200床以上の病院の初診（平成8年4月～）
- 四 予約診察（平成4年4月～）
- 五 時間外診察（平成4年4月～）
- 六 金属床総義歯（平成6年6月～）
- 七 医薬品の治験に係る診療（平成8年4月～）
- 八 小児う蝕の治療終了後の指導管理（平成9年4月～）
- 九 200床以上の病院の再診（平成14年4月～）
- 十 医療機器の治験に係る診療（平成14年4月～）
- 十一 薬事承認後、保険収載前の医薬品に係る診療（平成14年4月～）
- 十二 180日を超える入院（平成14年4月～）
- 十三 保険収載された新薬の適応外投与（平成16年1月～）
- 十四 薬事承認後、保険収載前の医療機器に係る診療（平成17年4月～）
- 十五 一定の要件を満たした医療機関における先進医療（平成17年7月～）（案）**